

平成25年10月1日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 島袋 智昭

平成24年(ワ)第132号(以下「甲事件」という。), 同第133号(以下「乙事件」という。) 弁護士報酬請求事件

口頭弁論終結日 平成25年7月30日

判 決

甲事件原告	別紙甲事件原告目録記載のとおり
乙事件原告	別紙乙事件原告目録記載のとおり
原告ら訴訟代理人弁護士	原 田 彰 好
同	籠 橋 隆 明
同	長 谷 川 鉦 治
同	白 川 秀 之
同	間 宮 静 香
同	栗 山 知
同	鉦 口 崇
同	堀 雅 博
同	御 子 柴 慎
同	横 江 崇
同	日 高 洋 一 郎
同	齋 藤 祐 介
同	喜 多 自 然
同訴訟復代理人弁護士	松 本 徹 意
同	吉 浦 勝 正
同	宮 本 増

那覇市泉崎一丁目2番2号

被告(甲事件)	沖 縄 県
同代表者知事	仲 井 眞 弘 多

同訴訟代理人弁護士	宮	里	啓	和
同	兼	島	雅	仁
同	宮	崎	政	久
同訴訟復代理人弁護士	伊	東	幸	朗
同	野	崎	聖	子
同	吉	本		隼
同指定代理人	與	那	霸	聰
同	北	原	政	宏
同	仲	宗	根	健
同	村	田	和	博
同	真	榮	嘉	孝
同	平	良	蔵	人
同	弓	削	祥	平
同	比	田	千	乃
同	與	那	嶺	司
同	古	嶺	堅	孝

沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号

被告（乙事件）	沖	縄	市
同代表者市長	東	門	子
同訴訟代理人弁護士	幸	喜	信
同	藤	田	士
同訴訟復代理人弁護士	稲	山	哲
同	南	部	史
同	清	水	二
同	木	下	郎

主 文

- 1 被告沖縄県は、甲事件原告ら各自に対し、200万円及びこれに対する平成24年3月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告沖縄市は、乙事件原告ら各自に対し、200万円及びこれに対する平成24年3月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 甲事件原告ら及び乙事件原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、甲事件原告らに生じた費用と被告沖縄県に生じた費用の5分の1を被告沖縄県の負担とし、甲事件原告らに生じたその余の費用と被告沖縄県に生じたその余の費用を甲事件原告らの負担とし、乙事件原告らに生じた費用と被告沖縄市に生じた費用の5分の1を被告沖縄市の負担とし、乙事件原告らに生じたその余の費用と被告沖縄市に生じたその余の費用を乙事件原告らの負担とする。
- 5 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

#### 事実及び理由

##### 第1 請求

- 1 被告沖縄県は、甲事件原告ら各自に対し、1050万円及びこれに対する平成24年3月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告沖縄市は、乙事件原告ら各自に対し、1050万円及びこれに対する平

成 24 年 3 月 2 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

## 第 2 事案の概要

1 本件は、甲事件原告ら及び乙事件原告らが、沖縄県知事及び沖縄市長が沖縄本島中南部の東海岸に位置する泡瀬干潟を埋め立ててマリーナ・リゾート施設を建設する事業に関して行った財務会計行為が違法であるとして、地方自治法 242 条の 2 第 1 項 1 号に基づき、沖縄県知事及び沖縄市長に対し、当該事業に係る財務会計行為の差止めをそれぞれ求めるとともに、甲事件原告らが、同項 4 号本文に基づき、沖縄県知事に対し、沖縄県知事の職にあった者及び国に対して損害賠償を請求することを求める住民訴訟（以下、これを「前訴」といい、そのうち甲事件原告らによる前訴を「前訴甲事件」、乙事件原告らによる前訴を「前訴乙事件」という。）を提起したところ、当該事業に係る財務会計行為の差止めを求めた部分につき一部勝訴したことから、同条 12 項に基づき、被告らに対し、それぞれ、前訴において訴訟委任をした弁護士らに支払うべき報酬額の範囲内で相当と認められる額の一部及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成 24 年 3 月 2 日から各支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

## 2 前提事実

次の事実は、当事者間に争いが無いが、証拠（甲 1, 2, 8, 74）及び弁論の全趣旨によって容易に認められる。

(1)ア 甲事件原告らは、前訴甲事件原告らの一部である。

イ 乙事件原告らは、前訴乙事件原告らの一部である。

ウ 中城湾港（泡瀬地区）公有水面埋立事業・臨海部土地造成事業（以下「本件埋立事業」という。）は、国の機関である内閣府沖縄総合事務局（以下「総合事務局」という。）と被告沖縄県が事業者となり、沖縄本島中南部の東海岸に位置する中城湾港の北部に存する干潟（泡瀬干潟）とその周辺海域の公有水面を出島方式で埋め立てる事業である。

被告沖縄県は、上記埋立てが完了した後、総合事務局からその施行部分の一部につき管理の委託を受け、その残部を買い受けた上で地盤改良し、そのうち一部を被告沖縄市に売却することなどを計画していた。

なお、埋立区域は、第Ⅰ区域と第Ⅱ区域に区分されており、第Ⅰ区域が先行して施行されていた。

エ 沖縄市東部海浜開発事業（以下「本件海浜開発事業」といい、本件埋立事業と併せて「本件埋立事業等」という。）とは、被告沖縄市が、地域振興等を目的として、被告沖縄県から、本件埋立事業によって埋め立てられた土地の一部を購入し、その基盤整備を行うなどして、沖縄県とともに、「マリンシティ泡瀬」というマリーナ・リゾートを建設しようとする事業である。

(2)ア 総合事務局は、本件埋立事業の事業者として、本件埋立事業の環境影響評価を行い、平成12年3月22日、沖縄県知事に対し、本件埋立事業に係る環境影響評価書を提出した。

イ 被告沖縄県（中城湾港港湾管理者）は、平成12年12月19日、被告沖縄県（本件埋立事業の事業者）に対し、本件埋立事業について免許を付与し、総合事務局（本件埋立事業の事業者）に対し、本件埋立事業について承認した（以下「本件埋立免許及び承認」という。）。

ウ 被告沖縄県は、平成12年度から平成16年度にかけて、本件埋立事業に関し、合計約20億円の支出負担行為及び支出命令（以下「本件支出負担行為等」という。）をした。

(3)ア 前訴原告らは、平成17年5月20日、本件埋立事業に関して沖縄県知事が行う一切の公金の支出、契約の締結又は債務その他の義務の負担（以下「前訴甲事件財務会計行為」という。）及び本件海浜開発事業に関して沖縄市長が行う一切の公金の支出、契約の締結又は債務その他の義務の負担（以下「前訴乙事件財務会計行為」といい、前訴甲事件財務会計行為と

併せて「本件各財務会計行為」という。)が違法であると主張して、沖縄県知事及び沖縄市長(以下、併せて「前訴被告ら」という。)に対し、地方自治法242条の2第1項1号に基づき、本件各財務会計行為の差止めを求めるとともに、前訴甲事件原告らは、沖縄県知事に対し、同項4号本文に基づき、当時沖縄県知事の職にあった者及び国に対する本件支出負担行為等に係る20億円の損害賠償を請求することを求める住民訴訟を提起した(那覇地方裁判所平成17年(行ウ)第7号、同第8号泡瀬干潟埋立公金支出差止等請求事件)。

イ 前訴原告らは、愛知県弁護士会及び岐阜県弁護士会所属の弁護士9名から構成された弁護団(以下「前訴第1審弁護団」という。)に対し、前訴の訴訟提起及び訴訟追行を委任した。

(4)ア 前訴第1審裁判所は、平成20年11月19日、前訴被告らに対し、沖縄市長が平成19年12月にした方針表明(第I区域は工事の進捗状況からみて推進せざるを得ないが、第II区域は計画全体の見直しが必要であるとするもの)にもかかわらず、第I区域及び第II区域ともこの方針表明を踏まえた土地利用計画等が明らかにされていないから、現時点においては、本件埋立事業等には経済的合理性が認められず、沖縄県知事による本件埋立事業に係る将来の財務会計行為及び沖縄市長による本件海浜開発事業に係る将来の財務会計行為は、地方自治法2条14項及び地方財政法4条1項に違反する違法なものであるとして、前訴甲事件財務会計行為の一部及び前訴乙事件財務会計行為の全部につき差止めを命じる判決を言い渡した。

イ 前訴被告らは、前訴第1審判決に対して控訴をした(福岡高等裁判所那覇支部平成20年(行コ)第5号泡瀬干潟埋立公金支出差止等請求控訴事件)。

ウ 前訴原告らは、前訴第1審弁護団に沖縄弁護士会所属の弁護士4名を加えた弁護団(以下「前訴第2審弁護団」という。)に対し、前訴第2審の

訴訟追行を委任した。

エ 前訴第2審裁判所は、平成21年10月15日、第Ⅰ区域について、本件海浜開発事業の土地利用計画の全容が明らかとなっていない現段階において、これに経済的合理性があると認めることはできず、本件埋立免許及び承認の変更許可がされる見込みがあると判断することは困難であり、第Ⅱ区域についても、被告沖縄市は第Ⅱ区域の土地利用計画を事実上白紙に戻し、現時点において、本件埋立免許及び承認の変更許可がされる見込みはないから、本件埋立事業等に係る財務会計行為は予算執行の裁量権を逸脱するものとして、地方自治法2条14項及び地方財政法4条1項に違反する違法なものであるとしつつ、本件海浜開発事業の土地利用計画を見直し、本件埋立免許及び承認の変更許可を求めるためには所要の調査が必要となるから、そのための調査費及びこれに伴う人件費に係る財務会計行為をすることは違法とはいえないとして、原判決を一部変更し、前訴被告らに対し、本件各財務会計行為のうち本判決確定時までには支払義務が生じたもの並びに調査費及びこれに伴う人件費を除く部分についての差止めを命じる判決を言い渡し、同判決は、同月30日、確定した。

(5)ア 甲事件及び乙事件原告ら（以下、単に「原告ら」という。）は、平成24年2月15日、甲事件及び乙事件被告（以下、単に「被告ら」という。）に対し、地方自治法242条の2第12項に基づき、それぞれ、前訴追行のための弁護士報酬額の一部として1050万円を支払うよう求める訴えを提起し、同年3月1日、被告らに訴状が送達された。

イ 甲事件及び乙事件の各訴状には、当事者目録における被告の表示として、「沖縄県知事 仲井眞 弘多」及び「沖縄市市長 東門美津子」と記載されていた。

ウ 原告らは、平成24年7月10日の当審第3回口頭弁論期日において、甲事件の被告は沖縄県であり、乙事件の被告は沖縄市であると明確に主張

した。

(6) 弁護士法の改正に伴い平成16年4月1日に廃止されるまで、弁護士の報酬に関する標準を示す規程として、日本弁護士連合会報酬等基準規程（以下「日弁連報酬規程」という。）が存在し、次の内容が定められていた。

ア 弁護士報酬は、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料及び日当とする（3条1項）。

イ 民事事件の着手金及び報酬金については、原則として、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する（13条）。

ウ 経済的利益の額は、金銭債権については、債権総額（利息及び遅延損害金を含む。）により計算する（14条1項1号）。

エ 前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに大きいときは、弁護士は、経済的利益の額を紛争の実態に相応するまで減額しなければならない（15条1項）。

オ 経済的利益の額を算定することができないときは、その額を800万円とする（16条1項）。

カ(ア) 訴訟事件の着手金及び報酬金は、経済的利益を基準として、次のとおり算定する（17条1項）。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8%	16%
300万円を超え3000万円以下の部分	5%	10%
3000万円を超え3億円以下の部分	3%	6%
3億円を超える部分	2%	4%

(イ) 訴訟事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる（17条2項）。

(ウ) 民事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着

手金を適正妥当な範囲内で減額することができる（17条3項）。

### 3 主な争点

本件の主な争点は、原告らに対して支払われるべき、前訴第1審及び第2審の弁護士報酬額の範囲内で相当と認められる額がいくらかである。

(原告らの主張)

#### (1) 被告沖縄県について

前訴によって被告沖縄県が得た経済的利益の額は以下のとおりである。

ア 本件埋立事業等に伴い支出等が想定されていた沖縄県の事業費

ア	埋立てに係る事業費	約181億円
イ	国からの埋立地取得費	約213億円
ウ	地盤改良費	約42億円
エ	基盤整備費	約32億円

イ 沖縄市から支払われるべき埋立地取得費 ▲約184億円

ウ 本件支出負担行為等に係る前訴甲事件原告らの敗訴部分

▲ 約20億円

経済的利益の額 約264億円

そして、上記経済的利益の額を日弁連報酬規程の基準に当てはめて計算すると、前訴における報酬金は10億6338万円となるが、本訴では、うち一部である1050万円の支払を請求する。

#### (2) 被告沖縄市について

前訴によって被告沖縄市が得た経済的利益の額は、本件埋立事業等に伴い支出等が想定されていた沖縄市の事業費であり、具体的には以下のとおりである。

ア 沖縄県からの埋立地取得費 約184億円

イ 基盤整備費 約91億円

経済的利益の額 約275億円

そして、上記経済的利益の額を日弁連報酬規程の基準に当てはめて計算すると、前訴における報酬金は11億0738万円となるが、本訴では、うち一部である1050万円の支払を請求する。

(被告らの主張)

地方自治法242条の2第12項に基づく弁護士報酬金を請求するためには、①判決の結果、普通地方公共団体の財務会計上の違法な行為が是正されたといえること、②判決によって普通地方公共団体が現実に経済的利益を受けたことの両方の要件が必要である。本件において、前訴第2審判決が実質的に差し止めたのは第Ⅱ区域に係る公金支出等であるが、これは、沖縄市長が平成19年12月に第Ⅱ区域については推進が困難であるとの方針表明をし、被告沖縄市が従前の土地利用計画を見直したことによるものであるから、上記①の要件を満たさない。そして、現在、被告沖縄市は上記見直しを終え、総合事務局及び被告沖縄県は公有水面埋立法に基づく埋立地用途変更等の承認及び許可を得て本件埋立事業等を適法に継続しているから、上記②の要件も満たさない。したがって、原告らの本訴請求は棄却されるべきである。

### 第3 当裁判所の判断

1 前記前提事実のほか、証拠（甲1、2、40、61、71～74、78、甲事件及び乙事件原告小橋川共男本人）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1)ア 前訴原告らの代表者は、前訴に先立ち、前訴第1審弁護団との間で、前訴に関する費用について、口頭により、おおむね、以下のとおり合意した。

(ア) 弁護士報酬について

前訴の勝訴判決（一部勝訴も含む。）が確定した際には、報酬金として、日弁連報酬規程に従い、相当額を支払う。ただし、同報酬金の支払は、被告らに対する地方自治法上の弁護士報酬の支払請求をすることにより行う。

(イ) 訴訟追行に要する実費等の費用

前訴原告らは、前訴の訴訟追行に要する実費として、毎年50万円を弁護団に支払うよう努める。

イ 前訴第2審に関する弁護士報酬等の支払合意はされなかった。

(2)ア 前訴第1審では、平成17年7月20日に第1回口頭弁論期日が開かれた後、平成20年11月19日の判決言渡期日までの間、判決言渡期日を含めて合計18回の口頭弁論期日及び合計13回の進行協議期日が開かれた。

前訴第1審弁護団の中で、実際に口頭弁論期日又は進行協議期日に出頭したのは、弁護士原田彰好ほか5名であった。また、前訴第1審弁護団において、判決言渡期日を除く期日に出頭した延べ人数は45名であった。

前訴第1審の主な争点は、①各請求の適法性、②環境影響評価における環境影響評価法及び省令違反の有無、③本件埋立事業等の合理性の有無などであり、前訴第1審弁護団は、これらの争点について主張及び立証を尽くすため、訴状のほか21通の準備書面を提出し、甲第1号証から甲第138号証の2までの書証を提出し、9名の原告ら申請に係る人証を行った。

イ 前訴第2審では、平成21年3月11日に進行協議期日が開かれた後、同年10月15日の判決言渡期日までの間、判決言渡期日を含めて合計4回の口頭弁論期日及び合計5回の進行協議期日が開かれた。

前訴第2審弁護団の中で、実際に口頭弁論期日又は進行協議期日に出頭したのは、弁護士原田彰好ほか7名であり、判決言渡期日を除く期日に出頭した延べ人数は28名であった。

前訴第2審の主な争点は、①本案前の判断、②本件埋立免許及び承認の適法性、③（沖縄市長による）方針表明後の本件各財務会計行為の適法性などであり、前訴第2審弁護団は、これらの争点について主張・立証を尽くすため、控訴答弁書のほか3通の準備書面を提出し、甲第139号証の

1 から甲第 1 5 4 号証までの書証を提出した。

- (3) 沖縄市長は、平成 1 9 年 1 2 月、第 I 区域は工事の進捗状況からみて土地利用計画の見直しを前提に推進せざるを得ないが、第 II 区域は進捗が困難であり、市民参画によって現在の土地利用計画を見直すとともに、国及び被告沖縄県とも事務協議を重ね、必要な法的手続等を執る予定であるとの方針を表明した。その後、被告沖縄市は、市民の参画による 1 0 0 人ワークショップや学識経験者等によって構成される検討委員会などを設置して、その見直しを検討した。そして、前訴第 2 審判決が確定した後、被告沖縄市は、沖縄市案を策定し、これを受けて、被告沖縄県及び総合事務局は、公有水面埋立法に基づく埋立地用途変更等の承認及び許可を得て、現在、泡瀬干潟の埋立事業を施行している。

## 2 主な争点に対する判断

- (1) 原告らは、被告らに対し、地方自治法 2 4 2 条の 2 第 1 2 項に基づく弁護士報酬金の支払を請求しているところ、同項にいう「相当と認められる額」とは、同条 1 項 1 号の規定による住民訴訟において住民から訴訟委任を受けた弁護士が当該訴訟のために行った活動の対価として必要かつ十分な程度として社会通念上適正妥当と認められる額をいい、その具体的な額は、当該訴訟における事案の難易、弁護士が要した労力の程度及び時間、認容された額、判決の結果普通地方公共団体が回収した額、住民訴訟の性格その他諸般の事情を総合的に勘案して定められるべきものである（最高裁平成 1 9 年(受)第 2 0 6 9 号同 2 1 年 4 月 2 3 日第一小法廷判決・民集 6 3 卷 4 号 7 0 3 頁、最高裁平成 2 1 年(受)第 1 4 0 8 号同 2 3 年 9 月 8 日第一小法廷判決・裁判集民事 2 3 7 号 3 1 1 頁参照）。
- (2)ア これを本件についてみると、確定した前訴第 2 審判決は、本件各財務会計行為の一部についての差止めを命じるものであり、当該判決によって被告らの金銭の支払請求が認容され、その結果、被告らが現実に金銭を回収

したという事情は存しない。

イ この点について、原告らは、被告らが本件埋立事業等に伴う支出等として想定していた各事業費の金額を基礎として経済的利益の額を計算し、これを日弁連報酬規程の基準に当てはめて弁護士報酬の額を算出すべき旨主張する。

しかし、前訴第2審判決は、見直しがされる土地利用計画が明らかでない現段階において、本件埋立免許及び承認の変更許可がされる見込みがあると判断することが困難であるとして、本件埋立事業等に係る財務会計行為が違法なものであるとし、その上で、本件埋立免許及び承認の変更許可を求めるための調査費等に係る財務会計行為をすることは違法とはいえないとしており、今後、本件埋立事業等に係る計画が変更されることを否定したものではないから、被告らが当初の本件埋立事業等に伴う支出等として想定していた各事業費の金額を基礎として経済的利益の額を計算することは相当でない。加えて、仮に原告らの上記主張を前提とするならば、被告らが支出を免れた金額だけでなく、被告らが得られたであろう対価としての経済的利益も考慮するのが相当であるというべきところ、弁護士報酬の額の算出に当たり、これらを具体的な金額として見積もるのはおよそ困難であって現実的でない。また、原告らが主張する経済的利益の額を基礎として算出された弁護士報酬の額（合計20億円超）が、社会通念に照らし、前訴弁護団の活動の対価として必要な金額であると認めることもできない（日弁連報酬規程においても、経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに大きいときは、弁護士は、経済的利益の額を、紛争の実態に相応するまで減額しなければならないと規定されている。）。

ウ 他方、被告らは、前訴第2審判決が指摘する財務会計上の行為の違法は、被告沖縄市自らによる土地利用計画の見直しによるものであること、本件埋立事業等は現在も適法に継続しており、被告らは確定した前訴第2審判

決によって何ら経済的利益を受けていないことから、原告らが弁護士報酬金を請求する要件を満たさない旨主張する。しかし、たとえ前訴第2審判決の確定前から本件埋立事業等に係る土地利用計画の見直しが始まっていたとしても、前訴第2審判決の確定によって本件埋立事業等に係る財務会計上の違法な行為が防止又は是正されたことは否定できないし、現在も泡瀬干潟の埋立事業が進行しているとしても、少なくとも第Ⅱ区域については白紙に戻されていることからすると、現在の事業が本件埋立事業等と同一の事業であるとは認めがたく、被告らが前訴によって何らの経済的利益もを受けていないとは認められない。したがって、被告らの主張は採用できない。

エ 以上によれば、本件においては、被告らは、前訴によって一定の経済的利益を得たと認められるものの、その具体的な金額は、被告らが本件埋立事業等に伴う支出等として想定していた各事業費の金額を基礎とすることは相当ではなく、算定不能であると判断せざるを得ない。

(3) そして、前記認定事実及び弁論の全趣旨によれば、前訴は相当程度複雑困難な事件であり、その審理にも長期間を要したこと、前訴弁護団のうち原田彰好ほか5名程度の弁護士は、終始、前訴の口頭弁論期日又は進行協議期日に出頭し、相当の労力を費やしたことが認められる。他方で、前訴原告らは、前訴弁護団との間で、前訴の弁護士報酬については日弁連報酬規程に従い相当額を支払うこと、同報酬額の支払は被告らに対する地方自治法上の弁護士報酬の支払請求をすることにより行うことを合意しており、このことは、前訴原告ら自らは当該弁護士報酬を経済的に負担しない旨が含まれていることも認められる。

これらの事情のほか、日弁連報酬規程によれば、経済的利益の額を算定することができないときは、その額を800万円とすることとされ、その場合の訴訟事件の着手金及び報酬金は147万円と算定されるところ、前訴は2

審級に渡って審理された一方で、前訴の甲乙各事件は弁論が併合して審理され、前訴第2審判決が前訴被告らに命じた内容も同様であることからすれば、被告らはこれを等分に負担するのが相当であることなどの事情も考慮すると、原告らに対して支払われるべき、前訴第1審及び第2審の弁護士報酬額の範囲内で相当と認められる額としては、甲乙各事件について、それぞれ200万円と認めるのが相当である。

3 被告らは、甲事件及び乙事件の各訴状において、被告が「沖縄県知事 仲井眞弘多」及び「沖縄市市長 東門美津子」と表示されているが（前記前提事実(5イ)）、これらの者は被告適格を有しない旨主張し、本件訴えの却下も求めている。しかし、本訴は、地方自治法242条の2第12項に基づき、普通地方公共団体に対し、相当と認められる弁護士報酬金の一部支払を請求する訴えであることが訴状において明らかにされており、原告らは、平成24年7月10日の当審第3回口頭弁論期日において、被告らは沖縄県及び沖縄市であると明確に主張し、被告らも実質的な応訴をしていることなどの事情によれば、被告らは沖縄県及び沖縄市であると認めるのが相当である。

#### 4 結論

以上によれば、原告らは、被告沖縄県及び被告沖縄市に対し、前訴第1審及び第2審の弁護士らに支払うべき報酬額として、それぞれ200万円の支払を請求することができる。この請求権は、性質上、不可分債権であると解されるから、原告らの請求は、原告ら各自が、被告沖縄県及び被告沖縄市に対し、それぞれ200万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成24年3月2日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるので認容し、その余は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

裁判長裁判官 井 上 直 哉

裁判官 渡 邊 隆 浩

裁判官 久 田 淳 一